

佐世保市監査委員公表第 18 号

定期監査に係る措置について

定期監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、佐世保市監査委員監査基準第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり公表します。

経済部 分

令和 7 年 5 月 9 日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐 輔
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆 彦
佐世保市監査委員 井 上 友 子



7 商 第 1 2 1 号
令和 7 年 5 月 2 日

佐世保市監査委員 宮崎 祐輔 様
佐世保市監査委員 赤瀬 隆彦 様
佐世保市監査委員 井上 友子 様

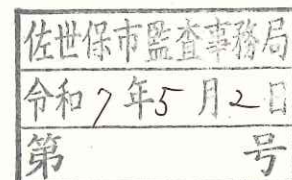
佐世保市長 宮島 大典



監査結果に対する措置について（通知）

令和 7 年 3 月 2 7 日付、佐世保市監査委員報告第 3 3 号で提出された監査結果報告
について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

以 上



措置通知書

経済部 商工労働課

報告を受けた事項	措置状況
1. 収入事務 ① 佐世保市産業支援センター使用料において、佐世保市税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第3条第1項で「…督促を受けた者が、…納付しないときは、…納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、…年14.6パーセント…に相当する延滞金を加算して徴収する。…」と規定されているにもかかわらず、延滞金を徴収していないものがあった。 ② 市有財産賃貸借料において、佐世保市財務規則第268条の2第1項で「令第171条の規定による督促は、納期限後20日以内に文書を発して行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していなかった。	債務者が県外に転出し連絡がとれなくなったことから、収納推進課に相談しながら督促を行っていました。督促していた使用料についてはすべて納付が完了していますが、条例の認識不足により、延滞金について令和6年7月1日までの期間で算出し徴収する必要があったものを、事務処理を失念したものです。 その後、当該延滞金について請求を行い、令和7年4月8日付にて納付を確認いたしました。 滞納整理事務については、常に関連条例や債権管理マニュアルを確認しながら事務処理に努めるとともに、収納推進課への確認等も行いながら適正な事務処理を徹底いたします。 督促状発送の認識はあったものの、納期限経過後、債務者の要請に基づき納付書の再発送を行い、その後は電話により督促も行っていたことから、納期限後20日以内には納付がなされるものと思い、督促状を発しなかったものです。 今後は、早い段階での納付確認を行うとともに督促期限の管理を徹底するための確認表を作成し、財務規則に基づき、適正な事務処理を行います。

措置通知書

経済部 商工労働課

報告を受けた事項	措置状況
2. 契約事務 ① 令和6年度佐世保市デジタル人材育成事業業務委託契約ほかにおいて、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第4条第6項で「指名競争入札等において、…契約の目的・内容により業務を委託することのできる名簿登録者又は資格者がいない場合に限り、名簿又は資格者に登録されていない者（以下この項において「登録外業者」という。）を指名することができる。この場合において、業務委託の発注課は、当該登録外業者の指名に関し契約課が行う名簿登録審査と同等の審査を行わなければならない。…」と規定されているにもかかわらず、登録外業者について名簿登録審査と同等の審査を行っていないかった。 ② 佐世保市産業支援センター消防用設備保守点検等業務委託契約において、佐世保市文書規程第18条で「…契約…に関する起案文書は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、審査対象外指定文書の一部を変更している契約に関する起案文書について総務課長の審査を受けていなかった。	デジタル人材育成事業において業者登録の更新手続きが行われておらず指名回避（登録外業者）の状態の事業者、また、企業情報サイト保守契約において業者登録の更新が漏れている事業者について、それぞれ契約時にこの事実を見落とし、登録業者として処理を行ったため、登録外業者と契約する際に必要となる同等審査を実施していませんでした。 それぞれ令和7年2月5日付、令和7年2月7日付で同等審査を実施しました。 今後の対策として、契約締結時は常に業者名簿を根拠資料として添付し、決裁の過程で業者登録について確認できるよう対処します。 以前からの登録業者であっても、更新漏れ等により登録外業者となる可能性があることを十分に認識し、契約時の名簿確認の際には指名回避等の情報を見落とさないように適切な事務処理を行います。 審査対象外指定文書に対する認識誤りにより、指定様式である契約書を一部変更して使用していたものです。 総務課に確認したところ審査を要する内容であったため、決裁を取り消したうえで、令和7年2月7日に総務課長の審査を受けました。 審査対象外指定文書を使用する場合は、最新様式をその都度確認の上使用すること、また、文言を変更する必要がある場合は、総務課長の審査を受けるよう周知徹底します。

措置通知書

経済部 商工労働課

報告を受けた事項	措置状況
3. 財産管理事務 ① 行政財産目的外使用許可において、佐世保市事務処理規程第7条第4号で「公用財産若しくは公共用財産又は公の施設の目的外使用許可等に関すること。」は、部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていないものがあった。 ② 万津駐車場の活用に関する協定書において、佐世保市文書規程第18条で「…協定…に関する起案文書は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。」と規定されているにもかかわらず、総務課長の審査を受けていなかった。	部長決裁の認識はあったものの、前年度決裁を複写作成した際に専決区分を見落とし、課長までの決裁となってしまったものです。 専決区分を修正して、令和7年2月7日に部長までの決裁を行いました。 今後の対策として、事務処理規程の専決区分の課内業務に関連する事項を着色した資料を作成し、課内で共有するとともに、その資料を業務遂行において常時確認に用いるよう通知しました。 今後は、昨年度と同様の起案文書であっても、事務処理規程の専決区分を随時確認し、電子決裁においては詳細画面から決裁者を確認する等、起案者、決裁者ともに適正な事務処理を行います。 協定書について総務課長の審査が必要なことの認識はあったものの、まとめて起案を行った「市有財産賃貸借契約書」が審査対象外文書であったことから、回送の際に協定書の存在を失念し、総務課への合議が不要と誤認し、審査を受けておりませんでした。 総務課に相談し、決裁ルートを修正して、令和7年2月7日に総務課審査を受けました。 今後は、起案者、決裁者ともに起案内容を的確に把握するとともに、起案の要点が明確に伝わるよう件名の記載についても確認を徹底し、適正な事務処理を行います。

措置通知書

経済部 観光課

報告を受けた事項	措置状況
1. 収入事務 ① 行政財産目的外使用料において、佐世保市財務規則第66条の2ただし書きで「…債権金額が年額で定められているものにあつては4月30日以前の日を、…定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、納期限が4月30日より後の日付になっているものがあつた。 ② 行政財産目的外使用料ほかにおいて、佐世保市税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第2条第1項、又は佐世保市財務規則第268条の2第1項で規定されているにもかかわらず、督促状を発していなかった。	発送前に料金の算定誤りが判明し、決裁の取り直し等で発送までに時間を要したことから、本来は4月30日以前の日を納期限に設定すべきものを、財務規則第66条第2項により、4月30日より後の日付で設定してしまっていたものです。 今後は、「目的外使用許可に係る起案書」に納期限及びその根拠等を記載の上、決裁ラインでそれぞれが確認を行うこととし、再発防止に努めます。 契約や行政財産目的外の業務を管理する一覧を運用しているにも関わらず、担当者や管理職の更新・確認が足りていなかったことから納入確認が十分にできていなかったものです。 今回の指摘を受け、条例及び債権管理マニュアルを再確認し、滞納整理について規則等を遵守するとともに、業務管理一覧表を申請書受領時、起案時、決裁時に担当職員及び関係職員・管理職員が確認するなど、確実な運用・管理を職員に周知徹底しました。

措置通知書

経済部 観光課

報告を受けた事項	措置状況
2. 契約事務 ① 令和6年度展海峰（コスモス期）駐車場交通誘導等業務委託契約において、佐世保市文書規程第18条で「条例、規則、規程、契約、請書、覚書、協定、指令その他法規に関する起案文書は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。…」と規定されているにもかかわらず、業務日程を変更する協議書に関する起案文書について総務課長の審査を受けていなかった。	審査対象外指定文書に関する認識が不足していたことにより、総務課長の審査を受けることなく、協議書を送付していたものです。 今回の指摘を受け、当該協議書については直ちに決裁の取り消しを行い、令和7年2月13日に総務課長の審査を受けました。 今後の再発防止のために、職員に対して「総務課の文書審査に係る内規」及び「審査対象外指定文書一覧」を十分確認して事務を行うよう、注意喚起を行いました。

措置通知書

経済部 ふるさと物産振興課

報告を受けた事項	措置状況
1. 契約事務 ① 令和6年度道の駅させぼつくす99 建築物・建築設備等定期点検業務 委託契約において、佐世保市財務 規則第178条（同規則第165条の規 定を準用）後段ただし書の要件に 該当しないにもかかわらず、同条 で規定されている予定価格を記載 した書面の作成を省略していた。	規則の認識が不足しており、執行伺の決裁時の確 認も十分でなかったものです。 今回の指摘を受け、令和7年4月10日に課内研修を 行い、当該案件を含め、契約事務全般における規則 等の再確認を行いました。 今後は、規則の確認及び契約事務チェックシート による確認を徹底するよう周知しました。

措置通知書

経済部 企業立地推進室

報告を受けた事項	措置状況
1. 収入事務 ① 行政財産目的外使用料において、佐世保市行政財産使用料条例第3条で「使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、納付すべき期限を別に指定し…て納付させることができる。」と規定されているにもかかわらず、納付すべき期限を別に指定することなく使用料を前納させていなかった。	条例の規定に対する認識が不足しており、法令または契約等に定めのない時の納期限を設定したものです。 現在は、調定決裁時において、指令書の「許可日」「使用期間」、及び納付書の「納期限」等のチェック項目を明確にし、管理職が添付資料の使用許可書と見比べながら、確実に確認できるように見直しを行いました。